12月3日~9日は「障がい者週間」です!



障害者基本法では、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的として「障がい者週間」が設けられています。「障がい者週間」をきっかけに、一人ひとりが障がいのある人へ思いやりのこころを育み、誰もが活き活きと暮らしやすいまちづくりを目指しましょう。

八代市では、下記のような障がい福祉に関する相談窓口を設けています。 お気軽にご利用ください。

<相談支援事業所>

八代市の委託を受けた相談専門機関です。

福祉サービスの利用や地域で生活するうえで困っていることなど、 障がいのある人やそのご家族の相談に応じて、関係機関と連携し、必 要な援助を行います。

事 業 所 名	対象	所 在 地	電話番号
地域生活相談支援センター『すまいる』	主に精神・知的障がい	八代市大村町 720-1	ත 32-2333
かんねさこ荘相談支援事業所	主に身体障がい	八代市松江本町 5-15	ත 080-1786-6955
氷川学園相談支援事業所『風舎』	身体・精神・知的障がい	八代郡氷川町宮原 1116	ත 090-5730-7102

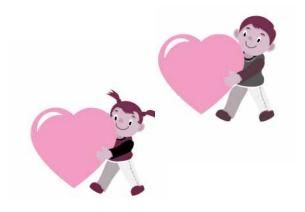
<身体障がい者相談員・知的障がい者相談員>

熊本県の委託を受けて活動している相談員です。

現在、身体障がい者相談員12名、知的障がい者相談員4名が活動しています。障がいのある人やその家族が身近な地域の相談員として、自身の経験をもとにアドバイスをします。また、障がい者の地域活動の推進や障がい者福祉の普及、啓発などを行っています。

相談員にご相談されたい場合は、障がい福祉課までご連絡ください。

問合せ 八代市障がい福祉課 **2** 35-0294



地上デジタル放送簡易チューナーの無償給付の申請は【平成 22 年 12 月 28 日 (消印有効)】 までとなっています

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー (1台)の無償給付や必要に応じてアンテナ改修経費などの支援を実施しています。

◆対象世帯◆

生活保護世帯や障がい者非課税世帯など、NHK 放送受信料が全額免除となっている世帯で、かつ、まだ地上デジタル放送を視聴できていない世帯です。(※既に地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象にはなりません。)

問合せ 地デジチューナー支援実施センター ☎ 0570-033840

障がい福祉課 🖀 35-0294

社会援護課 **☎** 33-8722 (※生活保護世帯)

鏡支所健康福祉課 · 各支所市民福祉課